大府市告示第 137 号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

大府市横根町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称　地籍図、地籍簿（案）

2. 閲覧期間　令和8年11月25日から
20日間
令和8年12月14日まで

3. 閲覧場所　大府市役所都市整備部建設総務課

4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

6. 閲覧は、期間中毎日午前9時から午後5時まで行うこととする（ただし、水曜日は午後7時30分まで。また、閉庁日を除く）。

令和 8年 11月24日

大府市長　岡村　秀人